



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 1 7 号

令和2年(2020年)9月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
<b>●告 示</b>		○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 5
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 5
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 5
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	3	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 5
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	3	<b>●消防局公告</b>
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について(2件) ( " )	4	○消防車のサイレンの使用について(警 防 課) 6
<b>●公 告</b>		<b>●公営企業告示</b>
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	4	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 6
<b>●選挙管理委員会告示</b>		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " ) 6
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5	<b>●公営企業公告</b>
		○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の再開について (企業総務課) 7

## 告 示

### ●金沢市告示第297号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
  - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
  - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
  - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 202台
- 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

令和2年8月1日から同月31日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市二口町二24番地5
- 公益社団法人金沢市シルバー人材センター

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 令和2年9月11日から同年12月10日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第298号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数		
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 2台
鞍月1丁目地内	自	転	車 1台
新神田1丁目地内	自	転	車 1台
窪6丁目地内	自	転	車 2台
千日町地内	自	転	車 2台
泉3丁目地内	自	転	車 1台
下本多町六番丁地内	自	転	車 2台
三馬3丁目地内	自	転	車 1台
福増町地内	自	転	車 1台
北安江2丁目地内	自	転	車 1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
令和2年8月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
令和2年9月11日から令和3年3月10日まで
  - (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第299号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称  
中通り町町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	街 区 及 び 住 居 番 号
森山1丁目	2番3号～2番12号、3番4号～3番10号、13番1号、13番2号、14番全域、15番全域、16番3号～16番17号、17番5号～17番13号、18番全域、19番1号、19番9号、19番23号～19番30号、19番33号～19番48号、20番2号、20番3号、21番全域、22番2号～22番4号、25番1号、25番2号

- 4 主たる事務所  
金沢市森山1丁目17番10号
- 5 代表者の氏名及び住所  
山本 義和  
金沢市森山1丁目17番10号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の2分の1以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
令和2年9月11日

#### ●金沢市告示第300号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和2年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指 定年月日
1770102893	相談支援事業所 結	金沢市彦三町2丁目1番10号 真和ビル 2階	株式会社V Sサポート	金沢市彦三町2丁目1番10号 真和ビル 1階	特定なし	令和2年8月1日

## ●金沢市告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和2年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710105378	訪問介護いっぶく	金沢市北町丁35番地 林ビル3階	株式会社壹福堂	金沢市北町丁35番地 林ビル3階	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和2年9月1日

## ●金沢市告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示します。

令和2年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1730105226	相談支援事業所 風のいえ	金沢市窪6丁目257番地1	一般社団法人風のいえ	金沢市窪6丁目257番地1	計画相談支援	特定なし	令和2年8月1日
1730105218	相談支援事業所 つばさ	金沢市高尾台1丁目303番地 One F A C E 102	J a p a n Wings 合同会社	金沢市高尾台1丁目303番地 One F A C E 102	計画相談支援	特定なし	令和2年8月1日

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市桂町二43番1及び43番3から43番11まで	金沢市保古2丁目61番地 株式会社大地 代表取締役 野崎 裕平	道路 金沢市桂町二43番9 調整池 金沢市桂町二43番4

---

## 選挙管理委員会告示

---

### ●金沢市選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,529人

---

### ●金沢市選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,477人

---

### ●金沢市選挙管理委員会告示第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,477人

---

### ●金沢市選挙管理委員会告示第14号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,529人

---

### ●金沢市選挙管理委員会告示第15号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,739人

---

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和2年9月11日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（大野町4丁目地内）

日 時 令和2年9月18日（金） 午後3時から午後3時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第28号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和2年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等

(1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 46,050円

(2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 36,460円

(3) 1トン当たり平均原料価格 45,530円

2 原料価格変動額 44,000円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 45,530円（1トン当たり平均原料価格）＝ 44,000円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－44,000円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円

この結果、令和2年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から36.08円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第29号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年9月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和2年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 36,460円

2 原料価格変動額 49,800円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 36,460円（1トン当たり平均原料価格）＝ 49,800円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－49,800円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円

この結果、令和2年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から101.60円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工  
事事業者から給水装置工事の事業を再開した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

令和2年9月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
478	ナカハシ商事株式会社	金沢市戸水町カ103番地	令和2年8月5日

令和2年(2020年)9月11日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)9月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	